

# 令和 5 年 度

## 令和 2 年 7 月 豪雨に関する特別委員会記録

---

### 審 査 ・ 調 査 案 件

- 1. 1 2 月 定例会付託案件 …………… 1
  - 1. 所管事務調査 …………… 1 6
- 

令和 5 年 1 2 月 1 1 日 (月曜日)

# 令和2年7月豪雨に関する 特別委員会会議録

令和5年12月11日 月曜日

午前10時00分開議

午前11時11分閉議（実時間68分）

## ○本日の会議に付した案件

1. 議案第99号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第8号（関係分）
1. 議案第115号・財産の無償譲渡について（坂本町葉木に存する建物及びこれに附属する家具、備品一式）
1. 議案第122号・八代市再建住宅条例の制定について
1. 所管事務調査  
・令和2年7月豪雨に関する諸問題の調査

## ○本日の会議に出席した者

委員長	上村哲三君
副委員長	谷川登君
委員	大倉裕一君
委員	北園武広君
委員	友枝和也君
委員	成松由紀夫君
委員	野崎伸也君
委員	橋本幸一君
委員	増田一喜君
委員	山本幸廣君

※欠席委員 中村和美君

## ○委員外議員出席者中発言の許可を得た者 君

## ○説明員等委員（議）員外出席者

建設部長	西竜一君
建設部総括審議員兼次長	野間卓志君

理事兼住宅課長	早木浩二君
住宅課長補佐兼 市営住宅係長	村上修一君

教育部 生涯学習課長 （公民館館長兼務）	高崎博文君
----------------------------	-------

○記録担当書記	松崎広平君 緒方康仁君
---------	----------------

（午前10時00分 開会）

○委員長（上村哲三君） それでは、定刻となり定足数に達しましたので、ただいまから令和2年7月豪雨に関する特別委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりでございます。

## ○議案第99号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第8号

○委員長（上村哲三君） 最初に、予算議案の審査に入ります。

まず、議案第99号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第8号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、歳出の第2款・総務費及び第7款・土木費について、建設部から説明を願います。

○建設部長（西竜一君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）建設部長の西でございます。

本委員会に付託されました議案のうち、議案第99号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第8号の建設部所管分につきまして、野間総括審議員兼次長に説明いたさせますので、よろしく願いいたします。

○建設部総括審議員兼次長（野間卓志君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）建設部の野間でございます。よ

ろしくお願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

それでは、議案第99号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第8号をお願いいたします。

19ページをお開きいただき、表の2段目を御覧ください。

款2・総務費、項1・総務管理費、目5・企画費、節18・負担金補助及び交付金としまして1440万円の増額補正をお願いするもので、説明欄に記載のとおり、復興推進事業に係る予算でございます。

補正額の財源内訳につきましては、国庫支出金が720万円、地方債が720万円で、記載の2億9520万円の内数になります。

別冊の委員会資料、議案第99号建設部所管分の3ページを御覧ください。

坂本町の住まい再建に係る宅地かさ上げ事業につきましては、国が事業主体となり事業を実施し、本市事業部分を負担金として国に支払うことを申し合わせ、本年8月に基本協定を締結したところです。事業箇所としましては、下鎌瀬、西鎌瀬及び中津道の3地区が対象となっております。

下段、概算事業費の表に記載のとおり、本年度から令和7年度までの3か年の総事業費が8億1644万5000円、うち本市の負担額が1億8794万3000円として試算されました。

令和5年度の事業費に関しては、3億5328万5000円と前倒しされた事業計画となっており、本年度の負担額は8854万1000円となっております。

本年度の市負担額につきましては、昨年度3月の定例会におきまして、当時試算されていた7425万8000円を補正計上いただき、本年度に全額繰越しし対応することとしておりましたので、今回、事業費増額分の負担金としま

して1440万円を増額補正するものでございます。

続きまして、予算書の31ページをお開きいただき、上の表を御覧ください。

款7・土木費、項6・住宅費、目3・住宅建設費は、補正額1016万5000円の増額をお願いするものでございます。

補正額の財源内訳につきましては、全額県支出金でございます。

補正額の内訳は、節12・委託料を1016万5000円増額するものでございます。

別冊の委員会資料、議案第99号建設部所管分の6ページを御覧ください。

災害公営住宅整備事業（豪雨災害）の中で今回補正をお願いする再建住宅は、坂本町で国、県が実施する宅地かさ上げ地区の対象の方々に、利用が終わる県内の仮設住宅を移築し、仮住まい先を確保することにより、再建を加速化、早期に復旧・復興を成し遂げるために行う事業です。

坂本町で実施する宅地かさ上げ対象地区は全体で13地区、国、県合わせて現時点で36世帯の方が対象となっております。そのかさ上げ対象者である被災者の方に、かさ上げ工事期間中の仮住まい先について意向調査を実施した結果、親戚や御家族、知人の家など、仮住まい先を確保されている方は僅か、多くの方が仮住まい先の確保が決まっていないことや、被災者には高齢の方が多く、工事期間中のみという短期の条件で貸してくれる民間の賃貸住宅は非常に少ないことなど、課題が見えてまいりました。

また、市民球場の仮設住宅26戸の現状は、坂本町に建設予定の坂本災害公営住宅の完成を待つ4世帯を含む5世帯の方がお住まいの状況で、コミュニティーも希薄となり、防犯上望ましくない環境となっていることも課題です。

そのため、市の新たな支援策としまして、仮

住まい先を確保し、復旧・復興の加速化を図ることができないか県に相談しましたところ、球磨川流域復興基金交付金事業の木造仮設住宅利活用等支援事業の活用が認められ、被災者の住まいの再建等に資する再建住宅を建築する運びとなりました。

被災者の仮住まい先の確保により、被災者の負担を軽減し、坂本の被災者の方々が移築する団地で一緒に生活することで生まれるコミュニティにより、防犯上の安全も確保できると考えております。

下の段を御確認ください。

今回、宅地かさ上げ事業が完了するまでに3つの再建住宅を予定しております。

1つ目が市民球場再建住宅です。仮設住宅を移築するまでの間、これから約9か月ほどかかりますので、それまでの間に仮住まいが必要となる対象者を支援するために、現在ある市民球場仮設住宅の一部譲渡を受け、仮住まい先を確保いたします。

2つ目が八千把地区土地区画整理地内に整備する、(仮称)古閑中再建住宅です。令和6年3月で利用が終わる県内の仮設住宅を移築し、16戸の再建住宅を9月末までに完成させたいと考えております。完成後は市民球場仮設住宅からの集約と希望される被災者の方への提供を国、県の事業と連携し進めてまいります。

3つ目が県から無償譲渡を受けた坂本町県企業局夕葉寮跡地に整備する、(仮称)藤本再建住宅です。市民球場の仮設住宅から全員の移転が完了次第、譲渡を受けていた市民球場再建住宅を利活用し2戸の再建住宅を坂本町に建設、坂本町での仮住まいを希望される方に提供してまいります。

宅地かさ上げ事業完了後は、(仮称)古閑中再建住宅は市有住宅として、(仮称)藤本再建住宅は主に移住、定住を図るための住宅として利活用することを計画しております。

資料の7ページには想定スケジュールを、8ページにはそのスケジュールを図解で、下段には議会に上程します条例等の予定を記載しております。資料の9ページには市民球場仮設住宅、(仮称)古閑中再建住宅及び(仮称)藤本再建住宅の位置図を添付しておりますので、御確認いただければと思います。

今回の補正予算1016万5000円は、木造応急仮設住宅を移築する際に必要な設計等の経費を計上するものでございます。

なお、今回の委託料につきましては工事監理費が含まれており、年度内の事業完了が困難となるため、繰越明許費を設定しております。また、移築工事につきましては、令和6年4月から着工する必要があるため、3億7200万円を債務負担行為として設定しております。

以上、議案第99号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第8号のうち、本委員会に付託されました建設部所管分についての説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**○委員長（上村哲三君）** それでは、以上の部分について、質疑を行います。

質疑をお願いします。

**○委員（大倉裕一君）** 説明をちょっと聞いて、全てを把握できたわけではないんですけど、今、仮設住宅が市民球場のところにありますけれども、この仮設住宅は、災害公営住宅ができるまで仮住まいとして2戸は使います。そのほかの住宅も移設とかして、廃止というか、そういった形じゃなくて有効的に使っていくという方針を出されたということでもいいんですかね、まず。以前はまだ決まってませんとか、廃止の方向とか、そんな話だったと思うんですけど、それが方針がはっきり分かったと、有効に使いますよということ間違いはないですかね。

**○理事兼住宅課長（早木浩二君）** 住宅課、早木でございます。

今のお尋ねでございますけども、市民球場の仮設住宅についてはですね、26戸建設をいたしまして、今お住まいは5世帯ということになります。そのうちの4世帯が坂本支所のところに建設を進めます\_(仮称)\_松崎団地のほうへこれが移住をされるということになりまして、その期間がですね、令和8年の1月もしくは2月ぐらいを予定しております。令和7年中にですね、松崎団地のほうは完成を迎えるということになりますので、大体それぐらいのスケジュールかなと思います。

今回ですね、市民球場のほうの仮設住宅の5戸を株式会社エバーフィールドというところから譲渡を受けまして、その5戸については坂本町のほうへまた持って行ってですね、再建住宅として建設をするということになります。

残りの住宅についてはですね、これは県のほうで解体をされるという形になろうかと思いません。

以上です。

○委員(大倉裕一君) すいません、ちょっと資料が追いつかんとですけど。

古閑中の再建もする、再建住宅16戸とかという数字も出てますよね。これは市民球場のところにある住宅を使われるわけじゃないんですかね。

○理事兼住宅課長(早木浩二君) 古閑中のほうの再建住宅はですね、全部で16戸、今計画をしておりますけれども、これについては、県内で役目を終える仮設の住宅、何か所かありますけれども、そのうちから40戸をですね、一旦ばらしまして、その部材等を活用して16戸を造るという形になります。(委員大倉裕一君「ああ、じゃあ違うんですね」と呼ぶ)

以上です。

○委員長(上村哲三君) よろしいですか。

○委員(大倉裕一君) それで、最後に、野間さんでしたっけ、説明があった……

○委員長(上村哲三君) よく聞こえなかった。はっきり言うて。

○委員(大倉裕一君) 野間さんだったですかね、説明をいただいたところで債務負担行為か何かという説明もありましたけど、この債務負担行為は何の債務負担行為かというのをもう一回、御説明いただけますか。

○建設部総括審議員兼次長(野間卓志君) 債務負担行為の部分ですね、予算書ですね、9ページですね、6段目に、応急仮設住宅移築工事(令和5年から令和6年度)ということで3億7200万円記載させてもらっていますけども、まず、先ほど説明したとおりですね、移築した建物につきましては、4月から、できれば再建される方に早くですね、提供していきたいというところで、4月から工事に入りたいというふうに考えております。3月まではですね、別な箇所の木造仮設住宅を使っておられますので、解体して移築ということができません。4月になったらすぐにその工事のほうに入っていきたいというところで、まずは債務負担を組んでですね、工事が速やかに出せるようなことを準備しておきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長(上村哲三君) いいですか。

○委員(大倉裕一君) 債務負担行為、解体をして、新しく違うところに持って行って建設をする、その棟数の金額ですね、それと、もう新たに造ったほうが早いんじゃないかという考え方もあるのかなと思うんですけど、その比較というのはなされてますか。

○理事兼住宅課長(早木浩二君) 一例で言いますと、災害公営住宅・中津道住宅、あれがですね、1戸造りますのに、概算ですけど4000万円ぐらいかかっております。同じように、今回、2LDKの住宅を古閑中再建団地のほうにですね、建設するとすると約2000万円ぐ

らいで建設ができるということになります。

それはなぜかといいますと、今の仮設住宅を一旦ばらしましてですね、解体をして、それらの部材を利活用して再建をするということになることから、それくらいの経費でできるということでございます。

以上です。

○委員長（上村哲三君） いいですか。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員（成松由紀夫君） ちょっと確認です。

なかなか分かりづらいようなところがあって、要は、その16戸分の古閑中に再建住宅をされる部分の部材関係は利活用で、一旦、県内も含めていろんなところからのものを持ってくる。それと、古閑中の方で持ってこれるものを持ってくる、それで16戸分をやるから非常にコストを落としてやっていくんですよと。（理事兼住宅課長早木浩二君「そうですね」と呼ぶ）それに対して県が支出もしてくれるというような考え方でいいんですね。

○建設部総括審議員兼次長（野間卓志君） すいません、お手元ですね、一般会計補正予算の建設部所管分、委員会資料の8ページを御覧ください。

上の図をですね、ちょっと再度、説明をさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。（「ちょっとお待ちください」「ちょっと待ってね。はい、今出ました」と呼ぶ者あり）8ページの上段です。こちらをちょっと説明をさせていただきたいと思います。

まず、上のほうに枠囲みでかさ上げ対象者（坂本町在住）と。これ、13地区36世帯の方が今、かさ上げの対象世帯となっております。それから、市民球場仮設団地に4世帯の方、――先ほど5戸と言いましたけど、4世帯の方が坂本災害公営住宅に最終的には移られる方、それと、みなし住宅に6世帯の方が住んでおられます。この方も坂本災害公営住宅に移ら

れる方です。

国、県のかさ上げ事業は既に始まっておりまして、移築をしていますが間に合いませんので、まずはですね、①、書いておりますけど、市民球場再建住宅5戸と書いておりますけど、まずは5戸の住宅をですね、先ほど住宅課長から話がありましたエバーフィールドという会社が所有しておりますけど、そこから譲り受けて、まず5戸を市有としてですね、ここに既に始まっている国のかさ上げ事業の再建の方がまずは入れるようなことを整えたいということで考えております。この後、市の条例をまた上程しますが、それがまさにこの条例になります。

その次、右側、②、古閑中再建住宅16戸と書いております。その矢印で引っ張ってきているのが県内木造仮設住宅40戸。これを利用して16戸の住宅を建てようと思っています。ただ、県内木造仮設住宅40戸は今まさにまだ利用されておりますので3月までは持つてくることができません。なので、4月から速やかに建てられるようにしたいということで、先ほど説明しました債務負担行為を設定しているところでございます。

それから、今度は③の藤本再建住宅、これは市民球場仮設住宅、今度は5戸を、次はこの市民球場再建住宅自体が閉鎖になりますので、この5戸を利用して、藤本にその5戸を使って2戸建てて、また再建を坂本町でされる方に利活用してもらうということ考えております。

右側に緑の矢印で書いておりますけど、最終的には坂本災害公営住宅が10戸できますので、それができた暁にはそれぞれこちらに移っていただくという格好で、全ての再建、坂本町の再建が終わりましたら、先ほど言いましたように、事業完了後は市有住宅として使ったり、よそからですね、来られる方の移住、定

住を図るための住宅として利活用をするという  
ようなことを考えております。

先ほどのちょっと説明で至りませんでした  
が、この図解でちょっと補足させていただきま  
した。

以上でございます。

○委員（成松由紀夫君） このちょっと8ペー  
ジを見落としているのは、（建設部総括審議員  
兼次長野間卓志君「あ、すいません」と呼ぶ）  
今、丁寧に御説明いただいたのでよく分かった  
んですが、そもそもこの市民球場再建住宅の受  
入れといいますか、仮設住宅の件、それと古閑  
中の仮設住宅の件は、当時ですね、国交省の浸  
水想定域も含めて、いろんなことを市の職員さ  
ん方も奔走しながらですね、八千把校区の市政  
協力員の皆さん方が坂本町の被災者に寄り添う  
んだということで応急的に、終わったんです  
が、いかんせん、野球愛好者の皆さん、市民球  
場ですね、関係の方々からはいろいろ、野間  
さんもお聞きされてると思いますが、野球連盟  
等々も含めていろんな御意見もあります。

それと、古閑中の再建住宅の通りもですね、  
これは昔、ちょっと前ですね、ちょっと前に古  
閑中区画整理事業でもいろいろとあった経緯も  
ありまして、そういったところで今後、市有住  
宅というような利活用も考えられているという  
ことで、大変担当課の職員さん方が御苦労され  
て奔走されてきたなというのは理解しているん  
ですが、地域とのコンセンサスも取りながら、  
この予算あたりも県費ではあるものの、説明会  
等々も含めてですね、丁寧に進めていただいて  
ほしいなというのがあります。

あと、大倉議員からもさっきありましたが、  
市民球場の住宅のその後の一部移築、一部利活  
用という部分については、当然まだ何も決まっ  
てないところがあるのは存じ上げており  
ますが、利活用等も含めて、またしっかりと対  
応していただければ。大変スピード感を持って

対応いただいていると、八千把の現状もよく御  
存じだなというのを担当課にも感謝するところ  
でありますので、今後引き続き誤解を招かない  
ようなところで丁寧に対応していただければと  
思います。

以上です。

○委員長（上村哲三君） ほかにありません  
か。

○委員（橋本幸一君） 球場の仮設で、26戸  
あって、21戸は解体、5戸は再建住宅として  
ということで、この図を見て、藤本再建住宅に  
2戸流れるということで、あとの3戸はどうな  
ったんですか。4か5か。5戸から2戸になられ  
て、あとのこの差額の3戸は、これはどのよう  
に理解すればよかですか。

○建設部総括審議員兼次長（野間卓志君） 新  
しく建築する再建住宅はですね、先ほど古閑中  
再建住宅でも御説明しましたけれども、木造仮  
設住宅40戸を使って16戸。（委員橋本幸一  
君「16戸、はい」と呼ぶ）で、大体2戸ちょ  
っと使わないと1つが建たないというような感  
じでちょっと建築します。

○委員（橋本幸一君） あ、じゃあ、残りの3  
戸ちゅったら、もう解体と理解すればいいんで  
すね。

○建設部総括審議員兼次長（野間卓志君） も  
う全てを使う、5戸使って2戸ができるという  
ことになります。

○委員（橋本幸一君） 解体すると理解してよ  
かですね。

○建設部総括審議員兼次長（野間卓志君） は  
い、そうです。

○委員（橋本幸一君） 分かりました。

○委員長（上村哲三君） ほかにありません  
か。

○委員（山本幸廣君） 今、8ページの中で野  
間審議員も説明をなされてよく理解をしたんで  
すけども、要は再建住宅で、かさ上げのため

に、八千把の16戸のですね、この住宅をどのような構造で、1戸の住宅なのか、それとも長屋の住宅なのか。そしてそれを解体をしてその資材を使うというようなことですが、後の、計画スケジュールの中で、後の処理をですね、債務負担行為を言われてですので、これはもう債務負担行為を使わなきゃしょうがないような計画なんですよ。ですので、要はどういう住宅を造るのか、長屋の住宅なのか、そこをちょっと教えてください。もう1戸の住宅じゃないとなかなか、次に、先さん進まないと思うんですが、そこ辺りを説明してくださいよ、早木課長。

**○理事兼住宅課長（早木浩二君）** 移築をする住宅はですね、今はですね、仮設住宅というのは長屋になってまして、4戸で1軒のですね、住宅になってるといような形がもう普通なんですけども、それを一旦ばらしてですね、1戸ずつ、そうですね、合志野団地をイメージしていただきたいんですけど、ああいう形です、ね、長屋といえども両方離れているというか、1戸1戸独立をしているというふうな形で、今後造っていけないかなというふうに思ってます。

今、2Kとか、一番広くて3Kというふうな形なんですけど、中には1Kとって1部屋のところも今、仮設住宅はあるわけなんですけども、それをですね、2LDKという形にですね、造り変えをします。で、1戸1戸ばらすというか、2戸長屋というんですかね、壁を離して建てると。合志野団地のようなですね、形式でやりたいなというふうに思ってます。

ですから、16戸ということですので、2戸ずつ建てれば8棟という形になるかと。

以上です。

**○委員（山本幸廣君）** この問題はやっぱり後の定住の移住の話も、野間審議員言われたようにですね、もう今からはやっぱり1戸のですね、

仮設住宅という形のは取っていかなければ、解体をしたり、造ったり解体をしたが売れなかった、定住、移住もなかったという、あの計画スケジュールの中で計画どおりいくのかなというのが私も心配で今質問しとるわけなんですけども、これはもうスケジュールをずっと見られた中でも、令和7年、その後のまたですね、定住、移住というのを考えたときには、私はぜひともですね、1戸建ての災害の住宅、今後はそのように考えていかなければですね、あとは真物にならんとよ。早木課長、分かりますか。（理事兼住宅課長早木浩二君「はい」と呼ぶ）よろしくお願ひしますよ。答弁要りませんので。（理事兼住宅課長早木浩二君「はい、分かりました」と呼ぶ）

**○委員長（上村哲三君）** ほかにありませんか。

**○委員（野崎伸也君）** ちょっと確認でもう一回教えてほしいんですけども、先ほど8ページのところの図で確認したいんですけど、今回かさ上げが必要で、仮設住宅というのが、仮設に入らなきゃいけない人たちというのが36世帯、プラス4世帯、プラス6世帯ということですので、46世帯というので間違いないですかね。

**○建設部総括審議員兼次長（野間卓志君）** 今、再建住宅に入られる対象というのがですね、上のかさ上げ対象者、それから市民球場仮設団地と書いてある中からですね、希望される方になります。まずかさ上げ対象者の方36世帯のうち希望される、仮住まい先が見つからない方ですね、に優先的に入っていただく。市民球場のほうは、4世帯の方は古閑中の再建住宅ができた暁にはですね、こちらに移ってもらう。移ってもらわないと市民球場仮設団地が閉じられませんので、この方はもう必ず移っていただくということになります。数が足し算して合うということではございません。希望する方に提供し



ていくということです。

○委員（野崎伸也君） はい、分かりました。  
ということは、今の時点で何世帯が入るかちゅうのが把握できてないちゅうことですよ。

○建設部総括審議員兼次長（野間卓志君） 先ほどちょっと説明をしましたが、この36世帯の方ですね、事前に意向調査をやりました。移転先は見つかっておりますかとか、いろいろ希望、どうされますかということ聞いたわけなんですけど、その中でですね、手を挙げられた方を大体数えて、今、古閑中再建住宅16戸と藤本再建住宅2戸というのは決めております。

国の事業、県の事業も進捗によってですね、もう一回、2回目入っていただくというような方も調整が出てくるかと思っておりますけど、その辺は国、県の工事のですね、進捗状況と併せながら調整してまいりたいと思っております。

○委員（野崎伸也君） もう一回確認ですけど、じゃ、16戸と2戸なんで、18世帯ということですよ。

○建設部総括審議員兼次長（野間卓志君） そうですね。最終的にですね、国の事業、県の事業がかさ上げ事業として動いている間は、この18戸を使いながら進めていくということになりますけれども、（委員野崎伸也君「18世帯でいいんですか」と呼ぶ）そのうちですね、10戸、坂本災害公営住宅に入られることとなりますので、この中で市民球場仮設団地の4世帯の方はこの坂本災害公営住宅ができるまでの間はここにいらっしゃるということになります。

○委員（野崎伸也君） 分かりました。  
すいません、もう一回よろしいですか、聞いて。

○委員長（上村哲三君） はいはい。

○委員（野崎伸也君） もう一回教えてほしいんですけど、これ、提案された時点で何世帯なんですかという今、質問なんです。今分かって

いるので入られるのは何世帯なんですかという話なんです。（「現時点言えばよかつよ」と呼ぶ者あり）今分かってないんでしょ、だから、最終的に。（「いや、分かるとる分かつとる」と呼ぶ者あり）

○住宅課長補佐兼市営住宅係長（村上修一君） おはようございます。住宅課の村上でございます。

今、現時点で、先ほど申しましたように、13地区の36世帯の方が対象となっております、意見交換をさせていただいて、今のところ19世帯の方にぜひ入りたいというお答えをいただいております。

○委員（野崎伸也君） 19世帯でよろしいんですかね。

○住宅課長補佐兼市営住宅係長（村上修一君） はい、現時点では19世帯なんですけども、まだお話ができてない世帯もあるもんですから、そこを入れますと若干増えることも十分考えられるのかなというふうには考えております。

○委員（野崎伸也君） 今、19世帯というふうにおっしゃったんですが、住宅を用意するのはそれより多いんですよ。まだ増える可能性があるからと、そういう理解でよろしいんですよ。

○住宅課長補佐兼市営住宅係長（村上修一君） 御指摘のとおりなんですけども、先ほど野間次長のほうが申しましたように、2回転することを想定しておりますので、4戸の方は今現在、応急仮設住宅にお住まいの方が古閑中のほうに移転されますけども、そうしますと残りが14戸というふうになりますので、この14戸をうまく工事の進捗に合わせながら2回転させていたらというふうには考えております。

○委員（野崎伸也君） はい、分かりました。  
ありがとうございました。

あともう一点ちょっとお聞きしたいんですが、古閑中のほうに再建住宅を造るという話が

ありまして、ここはもちろん八代市の土地なんだろうというふうに思うんですけど、その確認と、もう一個、藤本のほうに造られる2棟、こちらについては企業局の持ち物かなというふうに、説明です、そういうふうに聞いたと思うんですけど、こちらの土地の関係については、今後、将来的にどうなるのかというところを教えてくださいんですけど。

○理事兼住宅課長（早木浩二君） 古閑中の再建住宅予定地なんですけども、これは古閑中の区画整理の中に市営若宮団地ですね、換地ということで、その分の土地が約3000平米ほどございます。これを11月30日の区画整理の審議会のほうで使ってもいいよということで、使用収益というのを今後、そういった、与えていただくんですけども、その使用収益の手続をですね、するために、11月30日に市議会が開かれて、承諾を得たというところでございます。

それから、坂本町のほうに建設をします2戸の再建住宅ですけど、先ほどありましたように、企業局の夕葉寮の跡の土地をですね、県のほうから譲渡を受けておりまして、そこに2戸を建設するという形になります。

以上です。

○委員（野崎伸也君） はい、分かりました。

若宮団地があったところだなというのは地図で分かってたんですよ。何でそこが、古閑中の区画整理のやつとちょっとリンクしなかったもんで。今おっしゃってるように、11月30日で最近なんですよ、じゃあ。ということだったので、分かりました、理解できました。ありがとうございました。

○委員長（上村哲三君） いいですか。

○委員（野崎伸也君） はい。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） 市民球場の仮設団地に

ついては、民間の持ち物みたいな、エドバーか何か、そんな会社名だったと思うんですけど、の持ち物ということだったんですけど、同じような考え方で、解体して、八代市の市営住宅として再建するというような形はできないんですか。

今、なかなか八代市の市営住宅の整備というのはできていないですよ。何かそのまま解体されて廃棄処分となるともったいないなというような声もかなり上がってたんですけど、その辺りはどんなですか。

○委員（成松由紀夫君） 委員長、ちょっと1つよろしいですか、ここで。関連なので。

○委員長（上村哲三君） はい。

○委員（成松由紀夫君） 今、大倉議員の意向は非常によく分かるんですが、執行部にも以前ちょっと御相談申し上げたような……。

○委員（大倉裕一君） 成松委員、成松委員って、執行部にちょっと今、質問しとっとやけん。

○委員（成松由紀夫君） いやいや、いや、聞かれていいんだが。聞かれていいんだよ。ただ……。

○委員（大倉裕一君） うん、その後、その後……。

○委員（成松由紀夫君） いや、地元の話を聞いた上でまた執行部の答弁をと思って、一言ちょっと言わせていただきたいのが、当時ここに持ってくるときに賛否両論いろいろあったところがあって、地元からの要望で、できるだけ寄り添っていくんだけれども、早い段階でやはり野球施設利用者の駐車場としての活用であったり、野球愛好者のこと、それとグラウンドゴルフ等々もあるので、できるだけ早い段階でというような要望が賛否両論いろいろ渦巻いておりました、前回の選挙戦前も。

そういったことを、執行部にも地元の意向というのは話をしてる上で、大倉議員の言う、せ

っかく造ったんだからそのまま市営住宅として残していてもいいんじゃないかという意見もごもっともではあるんだけど、地元のそういった要望はしているところの経緯がございます。

で、執行部、どうぞ。

○委員（大倉裕一君） いや、ちょっと委員長、いいですか。

○委員長（上村哲三君） 何か。さっきの確認ですか。

○委員（大倉裕一君） いや、私の質問をきちんとします。

○委員長（上村哲三君） はい。

○委員（大倉裕一君） 市民球場の駐車場に建設をされている分ですね、これを一旦解体をして、例えば今遊んでおります毘舎丸ですね、毘舎丸の市営住宅とか、そういったところへの移築というのは考えられないのかという質問、私の意図はそういう質問の趣旨ですので、そこを御理解いただければと思います。

○理事兼住宅課長（早木浩二君） まず、市民球場仮設住宅というのは今、5戸をですね、再建住宅として位置づけをして、それは坂本町のほうに今後持っていきましょう、で、2戸建設しましょうということなんですけど、じゃあ残りはどうするのという御質問かなと思いますけど、残りのものについてはですね、今後、市の中でですね、利用の計画があれば、あるいはそういうことを考えている部署等があればですね、利用されてもいいのかなというふうに思います。

ただ、これは県のほうが、所有者である株式会社エバーフィールドからリースを受けておるということでございますので、県の承諾も得ないといけないという形になります。

市営住宅としてじゃあ造れないのかと。例えば、何でしたっけ、毘舎丸のほうとか、あと、植柳上町第二団地とかですね、空き地になって

おりますけれども、そういうところに持っていけないかということですけども、市営住宅としてそれを利用するということになると、今度は公営住宅法の関係が出てきますので、当然、家賃とかも高くなりますし、入居資格等の縛りも出てきます。

そこで、今回は市有住宅、再建住宅という形ですね、市で自由に決められる、家賃とか入居の資格とかをですね、決められるように、これについてはですね、後ほど条例制定のところをお願いをしたいというふうに思っておりますけれども、そういうふうに今考えているところでございます。

確かにですね、毘舎丸にじゃあ持っていけないとか、考えたんですけども、あと、植柳第二団地ですか、やはり整地とか、そういうのがどうしても必要です。御存じかどうか分かりませんが、毘舎丸にもまだ前の住宅のですね、基礎部分が残ってまして、それを除去して更地にするのに何千万というまたお金がかかってくるということになりますので、ちょっと財政的負担も出てくるし、あと、すぐすぐはやっぱりなかなか難しいんですよ。除去するのにも時間がかかるということですので、そういったことに、新しく古閑中のほうに土地を整備して、そこに移すということになりました。

以上です。

○委員（山本幸廣君） 関連でよかですか、委員長。

○委員長（上村哲三君） ちょっと待って。座ってから。

○委員（山本幸廣君） 今、早木課長が説明したのは理解するんですけども、6ページを見てください。

6ページの古閑中再建住宅の中でですね、16戸、これについて、令和6年3月までに利用が終わる県内の仮設住宅を移築をするという中でですね、右側に、市有住宅として利活用する

というですね、市有ですよ、利活用をするということですから、県内の住宅、これはどのような住宅を造っておられるかと、私も走馬灯のように浮かんでこんもんですけんでから、いつも成松議員からですね、笑顔がすぐ私にかかってくるんですけども、要はその利活用って、どのような利活用をするのかと。単なる柱ばっかを持ってきてから利活用するのか、全体を持ってきて利活用するのか。そこ辺りのやっばり、そういうことを考えたときにはいかに手数料もかかるし、運賃もかかるし、いろんな問題があるじゃないですか。そのようなことについては執行部としては考えておられると、どれだけのコストがあって、どれだけがプラスになるとかですね。それはもう積算をされておられると思うんですけども、そこまで聞かないんですけども、要は、利活用した後にですね、さっきも言いますが、2周というのは、ほとんど案件を取ってきたら1周、2周については、例えば言えばですね、市営住宅に私の親戚もたくさんおりましたよ。坂本に帰れと大概説得しました。ところが坂本に帰らなくてよそさん行くと。これはもう委員長も知っておられるように、大概もう私はですよ、口説いたんですけども。

そういう状況の中で、坂本に行ったっちゃな、1戸建てだともう古かばっかやったよなとかですね、そういうことでなかなか行かれなかったということで、よその、娘のところに行った人もおるし、爺さん婆さんの面倒を見られないかんけん言うてから、またよそに行った方もおられますけども、要は、後利用ですよ。これをアンケート、しっかり聞いた中で、まあ覚書じゃなかばってん、人と人の覚書はでけんばってんが、村上課長補佐がな、言ったようにやっば、完璧なやっばし予約じゃないけども、そういうのをやっば位置づけてから計画というのは立てていかないかんじゃないかなというふうに

私はふと皆さん方の意見を聞きながら思ったんですけども、ぜひとも努力をして、計画がスムーズにいくようにしてから、いかにやっば金をかけないような状況で災害住宅、被災された方々もですね、大変喜んで、ふるさとで元気な生活ができるようなですね、そういうふうな方向性に持っていつてもらいたいという気持ちを持っておりますので、早木課長、よろしく。頑張ってください。利活用、何でも利活用、一戸建てのね。一戸建てじゃなかばあかんもう。後の処理ん悪かったいが。ということです。

委員長、ありがとうございます。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） この議案が通った後のことをちょっと聞きたいんですけど、被災者ばかりが関係してるわけではなかつたですよ。地域が今度は、その地域に住宅として住まれていくという形になっていきますので、当然、地域の方にも説明をしていく必要性もあるんだろうというふうに思うんですが、どういふふうな説明を考えていらっしゃるんですか。

○理事兼住宅課長（早木浩二君） 地元への説明ということでございますけれども、この委員会終了後ですね、地元の市政協力員さん、町内長さんですね、等を通じてですね、説明をしたいというふうに思っておりますが、町内長はですね、古閑中の区画整理の審議会の会長さんでもあられますので、もう大体的には御存じかなということでございますが、古閑中地区等を含めてですね、十分に説明は、近隣住民の方等にはですね、説明をしていきたいなというふうに考えております。

何せ最大16世帯ですね、の方がお住まいになるということになりますので、新たにごみの問題とかですね、恐らく騒音とか、そういうのはもうないかなと思っておりますけれども、ごみの問題とか、そういうことも発生するかと思います

ので、十分な説明はいたしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（上村哲三君） いいですか。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

○委員（成松由紀夫君） もう重複するつもりはないんですが、先ほどからお話があるとおりに、当時の、被災して、当時の仮設住宅の受入れについては、八千把校区の皆さんにはですね、特段の配慮をもってということで受入れをお願いした経緯があります。八十何か所、その当時の国土交通省の浸水想定域の中で八十何か所ある中で、二、三か所だったと思うんですが、そこが他校区に断られた経緯も執行部は御存じでしょうし、あの当時、八千把が2か所とも受入れをしたというような中で、ぜひ地域説明会というか、市政協力員さんへの説明、それと地域への説明というのは十分にやっただいて、そして、たしかこの市民球場再建住宅も令和8年ぐらいまでの本来のスケジュールだったかと思いますが、それよりも相当前倒して、県の御協力をいただいて、非常に奔走していただいているわけですけれども、そういった経緯も含めてですね、スピード、タイムスケジュール的にも今早め早めに進んでいるんだということも十二分に重ねて説明をしていただきたいというふうに要望しておきます。

意見です。以上です。

○委員長（上村哲三君） ほかにありますか。

○委員（橋本幸一君） 先ほどお話を聞いておりますと、解体という部分が非常に多いということでお話もございましたが、市有住宅として

の利活用、そしてやっぱり移住、定住の部分での活用できないかという、そこをですね、十分、非常にやっぱり解体というのはもう捨てるというイメージしかないですが、できるだけやっぱり八代市全体でですね、これが利活用できるようなことも含めて考えていただければと思います。

以上です。（「いい意見だな」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより採決いたします。

議案第99号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第8号中、当委員会関係分については原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入替えのため、小会いたします。

（午前10時52分 小会）

（午前10時54分 本会）

○委員長（上村哲三君） 本会に戻します。

◎議案第115号・財産の無償譲渡について  
（坂本町葉木に存する建物及びこれに附属する家具、備品一式）

○委員長（上村哲三君） 次に、事件議案の審査に入ります。

まず、議案第115号・坂本町葉木に存する建物及びこれに附属する家具、備品一式に係る財産の無償譲渡についてを議題とし、説明を求めます。

○生涯学習課長（公民館館長兼務）（高崎博文君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者

あり)生涯学習課の高崎でございます。よろしくお願いたします。

議案第115号・財産の無償譲渡について、着座にて説明させていただきます。

○委員長(上村哲三君) はい、どうぞ。

○生涯学習課長(公民館館長兼務)(高崎博文君) 失礼します。

議案書は7ページと8ページになります。また、本議案関連の資料、建物の写真を配付いたしておりますので、タブレットにて併せて御覧ください。

議案第115号・財産の無償譲渡につきましては、令和2年7月豪雨で被災しました坂本町の藤本・大門地区の自治公民館に替わる、みんなの家について、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

譲渡する財産は、八代市坂本町葉木4259番地に所在します木造平屋建て、延べ床面積109.55平方メートルの建物と、それに附属する家具、備品一式でございます。

譲渡の相手方は、認可地縁団体であります大門地区でございます。

譲渡する財産みんなの家は、日本財団の支援事業の一つとして、被災者再建やコミュニティー形成を図ることを目的として整備された集会施設で、財団の基金を活用し、熊本県建築住宅センターが建設し、建設後に本市へ無償譲渡されたものです。

令和2年7月豪雨では、本市と人吉市、球磨村の合わせて9か所に公民館型みんなの家が整備されることとなっております。

本市では、自治会が所有する自治公民館が被災(全壊)いたしました藤本・大門地区及び中津道・三坂地区の計2か所について採択されております。採択後は、地域の方々と設計者、施工者が話し合いを重ね、去る8月31日に藤本・大門地区みんなの家が完成し、9月4日、市に

寄贈していただいたところです。

なお、譲渡しますみんなの家に係る土地については、中津道・三坂地区と同様、これまでどおり市が所有し、自治会へは普通財産の無償貸付けを予定しております。

説明は以上でございます。御審議方、よろしくお願いたします。

○委員長(上村哲三君) それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑をお願いします。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(上村哲三君) なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(上村哲三君) なければ、これより採決いたします。

議案第115号・坂本町葉木に存する建物及びこれに附属する家具、備品一式に係る財産の無償譲渡については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(上村哲三君) 挙手全員と認め、本案は可決されました。

執行部入れ替わりのため、小会いたします。

(午前10時59分 小会)

(午前11時00分 本会)

○委員長(上村哲三君) 本会に戻します。

◎議案第122号・八代市再建住宅条例の制定について

○委員長(上村哲三君) 次に、条例議案の審査に入ります。

まず、議案第122号・八代市再建住宅条例の制定についてを議題とし、説明を求めます。

○理事兼住宅課長(早木浩二君) 住宅課の早木でございます。

説明に当たり、着座にてよろしいでしょうか。

○委員長（上村哲三君） はい、どうぞ。

○理事兼住宅課長（早木浩二君） 失礼します。

それでは、議案第122号・八代市再建住宅条例の制定について、御説明をさせていただきます。

条例案につきましては、議案書の35ページから37ページにございます。以下、条文の内容について御説明をさせていただきます。

なお、お配りをしております議案第122号関係の説明資料によりまして御説明をいたします。

まず、条例案では第1条の規定、条例制定の目的でございますが、令和2年7月豪雨において甚大な被害が発生した球磨川水系において、球磨川水系緊急治水対策プロジェクトによる坂本町での宅地のかさ上げに伴い、仮住まい先の確保に配慮を要する方々を低廉な家賃で入居させるための住宅を設置するものでございます。先ほど議案第99条の補正予算のところで御審議をいただいた再建住宅の建設について、併せて条例を制定する必要がありますので、お願いをするものでございます。

説明が重複をいたしますが、令和5年9月に着工した坂本の宅地かさ上げの対象地区は全体で13地区あり、順次実施される予定となっておりますけれども、自宅のかさ上げが始まりますと、一旦自宅を離れ、仮住まい先で生活をする必要がございます。

これらかさ上げ対象世帯の中には御高齢の世帯や単身者の方や、これまで賃貸住宅などに住んだ御経験のない方々などがいらっしゃいます。仮住まいについて不安を口にされる世帯がございます。また、対象世帯に仮住まいの確保をお願いをしているのは工事の進捗が見られないおそれがございますので、そのような方々のた

めに住まいの提供を行おうというものでございます。

次に、条例案では第2条の規定となりますが、施設の名称と位置でございます。名称は市民球場再建住宅で、場所は八代市古閑中町1540番地でございます。

ここで、お配りをしております資料を御覧ください。

これは現在の市民球場仮設団地の各住宅の配置図でございます。太線でですね、囲っております住戸5戸をですね、今回、再建住宅として位置づけをいたします。この住戸につきましては、所有者であります株式会社エバーフィールドより12月2日に無償譲渡され、再建住宅としてこのまま利用し、かさ上げ対象世帯の工事期間中の仮住まいといたします。

将来的にはこれを解体をし、使える部材は使っておりますね、坂本町のほうに移築をし、仕事の関係などでどうしても坂本町で仮住まいをしなくてはいけないというような方がいらっしゃるということを知っておりますので、仮住まいを坂本町で希望するかさ上げ対象世帯に御利用いただきたいというふうに考えております。

では、議案書のほうに戻りまして、次に、入居資格要件としては4点ございます。

1つ目に、球磨川水系緊急治水対策プロジェクトにより、坂本町で宅地のかさ上げを行う者であること。

2つ目に、宅地のかさ上げを行う期間における仮住まい先の確保が困難な者であること。

3つ目に、その者または現に居住し、もしくは同居しようとする親族に市税等を滞納している者がいないこと。

4つ目に、その者または現に同居し、もしくは同居しようとする親族がいずれも暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する者でないこと。

加えて、坂本町における前項の規定にかかわ

らず、坂本町における令和2年7月豪雨による被害の被災者であって市長が特に必要と認める者については、再建住宅に入居することができるとしております。条例案は第3条に規定をしております。

次に、条例案第4条と第5条では、入居の申込み及び決定と入居に係る手続について規定をしております。

家賃についてでございますが、再建住宅の毎月の家賃は5000円としております。条例の第6条ということになります。

次に、準用規定といたしまして、八代市営住宅設置管理条例第16条から第25条まで、また第33条及び第34条の規定は、再建住宅について準用するとしております。

すなわち、家賃の徴収及び納付について、敷金について、修繕費用の負担について、光熱水費、共益費等の入居者が負担する費用について、以下、入居者の保管義務、使用義務、転貸借の禁止、住戸の現状変更や迷惑行為の禁止等の定めについては、八代市営住宅設置管理条例を準用するものとしております。

また、入居者に対して、部屋の明渡し請求について、退去時の検査受診義務についても同様に準用するものとしております。条例案の7条になります。

最後に、附則でございますけれども、この条例の施行期日については、公布の日から施行するもの、入居者の決定その他の準備行為については、この条例の施行日前においても行うことができるというふうにしております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

**○委員長（上村哲三君）** それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑はありませんか。

**○委員（山本幸廣君）** ちょっと委員長、確認だけですが。ありがとうございます。

3条のところですね、再建住宅に入居することができる者の中で、介護、そういう方々のおられる家庭というのは今回のここの中には対象になっておられませんか。そこはちょっと聞かせてください。

**○理事兼住宅課長（早木浩二君）** 今回の条例の中には対象としては入っておりませんが、当然ですね、その辺のところは考慮をして、入居の際にですね、考慮してまいりたいというふうに考えております。

**○委員（山本幸廣君）** よろしくお願ひします。

以上です。よかです。

**○委員長（上村哲三君）** ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（上村哲三君）** 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（上村哲三君）** なければ、これより採決いたします。

議案第122号・八代市再建住宅条例の制定については、原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

**○委員長（上村哲三君）** 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部は退室願ひます。

（執行部 退席）

**○委員長（上村哲三君）** 以上で、付託されました案件の審査を全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願ひたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（上村哲三君）** 御異議なしと認め、



このように決しました。

◎所管事務調査

・令和2年7月豪雨に関する諸問題の調査

○委員長（上村哲三君） 次に、特定事件であります令和2年7月豪雨に関する諸問題の調査を議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査について、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 以上で、令和2年7月豪雨に関する諸問題の調査についてを終了します。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りいたします。

当委員会の特定事件であります令和2年7月豪雨に関する諸問題の調査については、なお調査を要すると思いますので、引き続き閉会中の継続調査の申出をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

なお、次回の令和2年7月豪雨に関する特別委員会は、事前に御連絡しておりましたとおり、坂本支所周辺の復興状況等に係る管内調査のため、12月22日金曜日、午前8時30分より開会いたしますので、よろしくお願いたします。

なお、当日は防災服着用にて御出席いただきますようお願いいたします。

以上で本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって、令和2年7月豪雨に関する特別委員会を散会いたします。

（午前11時11分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定に

より署名する。

令和5年12月11日

令和2年7月豪雨に関する特別委員会  
委員長